

アクトワンリーガルレポート vol. 113 (24C42・2024/7/1)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エーナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テー マ : スタートアップのための会社法制の見直し

規制改革推進会議の答申内容

- (1) 規制改革推進会議の答申案に関しては、前回公正証書の作成手続のデジタル化について紹介したが、昨年 6 月の中間答申には、グレーゾーン解消制度、ローンの事業化などスタートアップ企業の育成に関連していくつかの重要な施策が盛り込まれている。
- (2) このうち、法務関連のものとしては、①定款認証の見直し、②個別資産担保・経営者保証を前提としない担保制度の創設、③契約書レビューにおける AI の活用、④ストックオプション発行の環境整備などが挙げられている。

会社法制見直しの内容

- (a) まず、定款認証については、一般論として定款認証のデジタル完結、面前での認証の在り方を見直して起業家の負担を軽減する方策を検討し（令和 5 年度）、必要な措置を取る（令和 6 年度）、としている。
- (b) 次に、事業成長分野における資金調達手段充実のために、不動産担保、経営者保証等を前提としない担保制度について、令和 5 年度を目処に必要な措置を取るとしているが、具体的な担保設定手段については言及されていない。
- (c) さらに、契約書自動レビューサービスについては、令和 5 年度上期に非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する弁護士法 72 条との関係を明確にして、当該サービスを安定的に提供することができる環境を整備する、としている。
- (d) 株式報酬については、健全な起業家精神に資するインセンティブとして、ガバナンス強化の一環となるように開示規制の在り方を検討するとともに、ストックオプション制度の拡充を早期に検討する、とされている。
- (e) 以上の外に、金融商品取引における情報提供の在り方の検討、著作権制度の在り方の検討、外国人材の受け入れの促進、労働時間制度の見直し、副業・兼業の活用促進、36 協定をはじめとする雇用関係手続の見直し、企業による雇用関係情報の公開方法の見直し、限定正社員の活用促進などの必要性が指摘されている。

実務上の留意点

現在のデジタル化進行の潮流は不可避であり、規制緩和についても早急な対応が求められている。先般の規制改革検討会議の中間答申についても一部は実現しつつあるが、我が国の司法、行政制度の下においては、その調整のためには多くの問題があることも事実である。特に法務分野においては、定款認証のデジタル化、ストックオプション制度の整備等は比較的障壁が少ないと思われるが、契約書自動レビューサービスや株式担保を念頭においていると思われる新担保法制の創設については、法務省、日弁連、金融庁などとの調整が不可避であり、今後、その動向が注目されるところである。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.114 は、「グレーゾーン解消制度」(24C43)の予定としております(2024/9 発行予定)。以上